

## 61 愛知 DMAT 設置運営要領

(目的)

第1条 この要領は、愛知県内外における地震等による大規模自然災害（以下「大規模自然災害」という。）及び愛知県内外における大規模事故災害等（以下「大事故災害」という。）の発生時において、第7条に定める DMAT 指定医療機関に所属し災害現場での救命処置や災害拠点病院の支援、重症患者の広域医療搬送などを行う災害派遣医療チーム及び災害派遣医療チームと協働する日本赤十字社愛知県支部救護班（以下「愛知 DMAT」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定めることにより、災害発生時における医療支援体制の充実強化を図ることを目的とする。

(編成)

第2条 愛知 DMAT は、次に掲げる者（以下「愛知 DMAT 要員」という。）により編成する。

- (1) DMAT 登録者（厚生労働省等が実施する「日本 DMAT 隊員養成研修」を修了し、厚生労働省に登録された者）
  - (2) 前号に掲げる研修の受講予定者のうち、各 DMAT 指定医療機関の管理者又は日本赤十字社愛知県支部長から推薦があり、知事が適当と認めた者（ただし、各 DMAT 指定医療機関については20名から前号に該当する者を除いた人数を、日本赤十字社愛知県支部については40名から前号に該当する者を除いた人数を、それぞれ上限とする。）
  - (3) 前号に該当する DMAT 登録者以外の愛知 DMAT 要員の活動については、県内に限定するものとする。
- 2 前項の編成は、同一所属による1チーム5名による編成を基本とする。ただし、状況に応じたチーム人数により編成できるものとする。
- 3 第1項の編成は、前項の規定にかかわらず、所属の異なる愛知 DMAT 要員による編成・人数とすることができるものとし、知事は必要に応じて編成の調整を行うことができるものとする。

(統括)

第3条 複数の愛知 DMAT が県内で活動する場合、厚生労働省が実施する「統括 DMAT 研修」を修了し、厚生労働省に登録された統括 DMAT 登録者が DMAT 本部長又は DMAT のリーダーを務めることを原則とする。

- 2 DMAT 本部長又はリーダーは、DMAT 都道府県調整本部、DMAT 活動拠点本部、DMAT・SCU 本部、DMAT 病院支援指揮所、DMAT 現場活動指揮所及び DMAT 域外拠点本部で災害現場の医療の指揮統制を行う。

(出動基準)

第4条 愛知 DMAT の出動は、次の各号の基準に基づき、知事から派遣の要請があった場合とする。

- (1) 震度6弱以上の地震又は死者数が2人以上若しくは傷病者数が20名以上見込まれる災害の場合
- (2) 東海地震、東南海・南海地震の場合
- (3) 厚生労働省又は他の都道府県から派遣要請があった場合

(活動期間)

第5条 愛知 DMAT の活動期間は、知事が活動終了を指示するまでの期間（災害の急性期（概ね48時間以内、広域医療搬送（広域医療搬送に伴う域内搬送及び広域搬送拠点臨時医療施設で

の活動を含む。) の場合は概ね72時間以内)) とする。

(出勤時の移動手段)

第6条 愛知 DMAT の災害現場への移動は、DMAT 指定医療機関及び日本赤十字社愛知県支部の緊急車両等によるものとする。なお、県内の災害現場への移動については可能な範囲で、DMAT 指定医療機関及び日本赤十字社愛知県支部の最寄りの消防本部の緊急車両並びに愛知県防災ヘリコプター等を利用できる。

(DMAT 指定医療機関の指定等)

第7条 知事は、次の各号の要件を満たす場合には、該当の災害拠点病院（日本赤十字社愛知県支部に所属する病院を除く。）を DMAT 指定医療機関として指定し、指定証を交付する。

- (1) 医療機関として愛知 DMAT 派遣を行う意志を有すること。
  - (2) 愛知 DMAT の活動に必要な人員、装備を有していること。なお、装備は、平成22年8月10日付け厚生労働省医政局災害医療対策室長の事務連絡に記載してある資器材等を基本とする。
- 2 知事は、前項の規定により指定した DMAT 指定医療機関及び日本赤十字社愛知県支部と、愛知 DMAT に係る次の各号を内容とする協定を締結するものとする。
- (1) 派遣の要請方法
  - (2) 指揮系統
  - (3) 要員の身分の取扱い
  - (4) 活動内容
  - (5) 後方支援
  - (6) 活動費用
  - (7) 活動中の事故等への補償
  - (8) その他必要な事項
- 3 大事故災害の場合の前項第6号及び第7号の負担については、次のとおりとする。
- (1) 知事は、費用を負担すべき者に負担するよう要請する。
  - (2) 知事は、大事故災害が他都道府県で発生し、被災都道府県からの要請により愛知 DMAT の派遣を要請した場合で、費用を負担すべき者の負担能力が著しく低下している等のときは、被災都道府県において負担するよう要請する。
- 4 大規模自然災害の場合の第2項第6号及び第7号の負担について、知事は、被災都道府県からの要請により愛知 DMAT の派遣を要請した場合は、被災都道府県において負担するよう要請する。
- 5 前2項の場合において、関係者での協議が必要な場合は速やかに協議する。

(研修等)

第8条 愛知 DMAT 要員が所属する病院等は、その技術の向上等を図るため、愛知 DMAT 要員の研修及び訓練に努めるものとする。

- 2 知事は、愛知 DMAT の質的向上を図る研修及び訓練の企画並びに実施に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年10月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月31日から施行する。